

令和2年3月30日

十和田市立小・中学校 保護者の皆様へ

十和田市教育委員会

教育長 丸井英子

## 「学校再開」のお知らせ

日頃より、当市の学校教育への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月24日に、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」並びに「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が示されました。

このことを受け、**十和田市教育委員会では、市内小・中学校一斉に「4月7日（火）から学校再開」**をすることにいたしました。（入学式の準備等のため、一部学年の出校日を設けている学校については、4月7日（火）前の登校もあります。詳しくは、学校のお知らせにより対応してください。）

保護者の皆様におかれましては、今回の措置を御理解の上、学校再開に向けての御準備・御対応を何とぞよろしくお願ひいたします。なお、学校が再開しても、引き続き感染予防に十分留意した対応をしてまいりたいと思います。つきましては、再開にあたり、下記の事項に御協力ください。

### 記

1 毎朝、検温及び風邪症状の確認を行い、体調がすぐれない時は無理をせず、学校に連絡の上、自宅等で休養させてください。なお、次のような症状等がある児童生徒は、原則として出席停止とします。

(1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

(2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

上記の症状がある場合（すでに他の疾患等がある場合はこの限りではありません。）は、上十三保健所内「帰国者・接触者相談センター」専用ダイヤル 0176-22-3510 または、0176-23-4261へ連絡してください。

2 手洗いや咳エチケットを励行するために、ハンカチやティッシュは必ず持たせてください。マスクは、可能な限り着用させてください。

3 お子様に医療ケア等、健康上配慮の必要があり、新型コロナウイルス感染症に発症した際、重症化のリスクが高いことが心配される場合は、感染状況を踏まえ、主治医等に相談の上、登校の判断をしてください。登校すべきではないと判断された場合、出席停止とみなされ、欠席扱いにはなりません。